

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方 更新

当社は I S(指月総合マネジメントシステム)を経営の土台とし、如何なる環境の変化にも機敏に適応しうる企業体質の構築を通じて、社是を実現、企業の社会的責任を果たしていくものとの考え方に基づき、2003年6月にガバナンスの在り方を根本的に見直し、委員会設置会社(現 指名委員会等設置会社)に移行致しました。新しいガバナンス体制のもと「健全で、透明性が高く、効率的な企業体質を創る」ことが、当社の企業価値を高め、ひいては株主を含めたすべてのステークホルダーの利益にかなうものであると認識し、その実現に向けて邁進しております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

(補充原則1-2-4 株主総会における議決権の電子行使のための環境作り、招集通知の英訳)
当社の定時株主総会では、例年、議決権総数の85%程度を行使頂いており、現状議決権行使についての適切な環境は整っていると認識しております。
議決権電子行使プラットフォームの利用につきましては、引き続き慎重に検討して参ります。
招集通知の英訳版作成につきましては、海外投資家の株式保有率の動向に留意し、引き続き検討して参ります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】 更新

- (原則1-4、補充原則1-4-2 政策保有株式)
当社は、取締役会において毎年実施の株式保有意義の調査結果に基づき、事業戦略上の重要性、取引先との関係など、総合的に検証判断し、その保有意義が乏しいと判断される株式については、売却を進めるなど縮減を図ることとしています。
議決権行使については、当該企業の株主総会議案を各取締役が保有目的に沿ったものであることを精査した上で賛否を判断しております。
- (原則1-7 関連当事者間の取引)
当社は、取締役及び執行役の競業取引及び利益相反取引については、取締役会規程において取締役会の決議事項としております。
また、取締役及び執行役並びにその近親者と会社との関連当事者間の取引の有無については、毎年定期的に調査を行っております。
- (原則2-6 企業年金のアセットオーナーとしての機能)
当社は、企業年金の積立金の運用は専門性が必要となることから、現時点では専任者を置かず、外部の専門的知識を有する者の意見を聴取した上で、低リスク資産の運用を委託しております。定期的に運用実績のモニタリングを行い、従業員利益の確保に努めております。
- (原則3-1 情報開示の充実)
当社は、すべてのステークホルダーから正しく理解され、評価され、信頼されることを目指し法令や規則及び社内規程に従って適切に情報開示を行います。
また、投資判断に影響を与えることが見込まれる情報については、積極的に開示を行います。
- (1) 経営理念等
当社のホームページにおいて「経営理念」「経営ビジョン」「品質方針」「環境方針」「考働基準」を掲載しておりますのでご参照ください。
<http://www.shizuki.co.jp>
- (2) コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針
当報告書1の1「基本的な考え方」をご参照ください。
- (3) 取締役・執行役の報酬に関する方針と手続き
社外取締役が過半数を占める報酬委員会において、役員報酬等の決定に関する方針を決議し、個別に取締役及び執行役の報酬を決定しております。
尚、詳細については当報告書2の1「報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容」をご参照ください。

(4) 取締役候補の指名及び執行役選任・解任に関する方針と手続き
 取締役については、社外取締役が過半数を占める指名委員会において、指名委員会
 規程にて選任・解任の基準を定め、厳格に運用しております。
 なお、選任理由につきましては、株主総会招集ご通知に記載しております。
 また、執行役についても同規程を準用して、取締役会において運用しております。

(5) 取締役候補の指名を行う際の個々の選任・指名についての説明
 取締役及び社外取締役候補者の指名理由、略歴・担当等につきましては
 「株主総会招集ご通知」の参考書類及び当報告書2の1「社外取締役に
 関する事項」をご参照ください。

(補充原則4-1-1 取締役会の役割と執行役に対する委任の範囲)

取締役会は業務執行の監督と経営上の重要事項の決定機能に特化しており、法令に
 定めのある事項や、取締役会規程に定める決議事項以外の事案については、執行役
 で構成する執行役会にその権限を委譲しております。

(原則4-9 独立社外取締役の独立性判断基準)

当社における社外取締役の独立性判断基準につきましては、株式会社東京証券
 取引所が定める判断基準に準拠するものとしております。

(補充原則4-11-1 取締役会全体のバランス、多様性及び規模に関する考え方)

取締役会は指名委員会規程に定めた取締役選任基準に基づき、専門知識や経験等
 のバックグラウンドが異なる多様な知見を持った取締役で構成されております。また、6名
 のうち3名を独立社外取締役としており、取締役会の機能が最も効果的・効率的に発揮できる
 適切な員数を維持します。

(補充原則4-11-2 取締役の兼任状況)

取締役の重要な兼職の状況につきましては、「株主総会招集ご通知」の参考書類、
 有価証券報告書等の開示書類において、毎年開示しております。

(補充原則4-11-3 取締役会全体の実効性に関する分析・評価)

執行部門との情報共有や業務執行の監督機能の向上を目的に2015年度下期から
 経営会議的な位置づけを有する執行役会に社外取締役を含む全取締役が出席し
 都度活発な議論を行い、取締役会としての機能強化に努めております。
 また、取締役が個々に取締役会の実効性評価を行い、評価内容を議論しております。
 取締役会の構成や運用については適正と評価しておりますが、子会社を含む内部統制
 システムのモニタリング方法については更に時間をかけて深く審議すべきとの意見があり、
 一層活発な議論を進めて参ります。

(補充原則4-14-2 取締役・執行役に対するトレーニングの方針)

社外取締役には、当社グループの経営理念、事業活動及び組織などに関する理解を
 深めて頂くため、必要な情報を提供し、定期的に工場視察の機会を設けております。
 また、社外を含む取締役、執行役が、その役割及び責務を果たすために必要とする知識を
 取得するため、社内外の研修、セミナーを活用しております。

(原則5-1 株主との建設的な対話に関する方針)

株主や投資家とのコミュニケーションの機会として、株主総会、決算説明会、個別ミーティング等
 を開催し、当社の経営戦略や事業活動についての説明に努めております。
 また、株主との建設的な対話促進のため、執行役や関係部署が連携して対応し、多様な意見の
 把握に努めております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率

20%以上30%未満

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
三菱電機株式会社	6,980,754	21.11
株式会社村田製作所	4,471,000	13.52
GOLDMAN SACHS INTERNATIONAL	4,172,299	12.62
NOMURA PB NOMINEES TK1 LIMITED	2,366,400	7.15
NPBN-SHOKORO LIMITED	1,522,000	4.60
株式会社りそな銀行	1,299,216	3.92
株式会社みなと銀行	925,000	2.79
指月協友持株会	893,800	2.70
MSIP CLIENT SECURITIES	551,400	1.66
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社	467,200	1.41

支配株主(親会社を除く)の有無	
親会社の有無	なし

補足説明

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第二部
決算期	3月
業種	電気機器
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

特にありません。

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	指名委員会等設置会社
------	------------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	10名
定款上の取締役の任期	1年
取締役会の議長 更新	社長
取締役の人数	6名

【社外取締役に係る事項】

社外取締役の人数	3名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	3名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k		
森公利	他の会社の出身者													
谷和義	他の会社の出身者													
松尾誠人	他の会社の出身者													

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「 」、「過去」に該当している場合は「 」、

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「 」、「過去」に該当している場合は「 」、

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びiのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2) 更新

氏名	所属委員会			独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
	指名委員会	報酬委員会	監査委員会			

森公利				<p>(株)イクヨの社外取締役を兼任しております。</p> <p>同氏の兼任先である(株)イクヨとは、取引関係はなく、同氏の独立性に影響を及ぼす特別な関係はございません。</p>	<p>当社は、森公利氏より法務・コンプライアンスに関わる豊富な知識と経験に基づく、貴重な提言をいただいております。当社グループの経営に対する監督を行う取締役として適任であり、同氏の経験と識見が当社グループのコーポレート・ガバナンス強化に資するものと考え、社外取締役として選任しております。また同氏は独立役員要件を完全に満たしており、一般株主と利益相反が生じるおそれは一切なく、独立役員として適任と判断し指定いたしました。</p>
谷和義				<p>TOA(株)の社外取締役であり、バンドー化学(株)の特別顧問を兼任しております。</p> <p>同氏の兼任先であるTOA(株)、バンドー化学(株)とは取引関係はなく、同氏の独立性に影響を及ぼす特別な関係はございません。</p>	<p>当社は、谷和義氏より製造業における豊富な技術・経営分野の経験に基づく、貴重な提言をいただいております。当社グループの経営に対する監督を行う取締役として適任であり、同氏を社外取締役として選任しております。また同氏は独立役員要件を完全に満たしており、一般株主と利益相反が生じるおそれは一切なく、独立役員として適任と判断し指定いたしました。</p>
松尾誠人				<p>オークラ輸送機(株)社外監査役を兼任しております。</p> <p>同氏の兼任先であるオークラ輸送機(株)との取引関係はなく、同氏の独立性に影響を及ぼす特別な関係はございません。</p>	<p>当社は、松尾誠人氏の金融機関出身者としての専門知識と会社役員としての豊富な経験と実績により、経営全般に対する提言を頂くことが期待できることから、同氏を社外取締役として選任しております。また同氏は独立役員要件を完全に満たしており、一般株主と利益相反が生じるおそれは一切なく、独立役員として適任と判断し指定いたしました。</p>

【各種委員会】

各委員会の委員構成及び議長の属性 更新

	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	委員長(議長)
指名委員会	5	2	2	3	社外取締役
報酬委員会	5	2	2	3	社外取締役
監査委員会	4	1	1	3	社内取締役

【執行役関係】

執行役の人数 更新 5名

兼任状況 更新

氏名	代表権の有無	取締役との兼任の有無			使用人との兼任の有無
			指名委員	報酬委員	
足達 信章	あり	あり			なし
大槻 正教	なし	あり			あり
小田 敦	なし	なし	×	×	あり
相原 宏則	なし	なし	×	×	あり
牧添 浩明	なし	なし	×	×	あり

【監査体制】

監査委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の有無

なし

現在の体制を採用している理由

監査委員長である常勤の取締役が社内事情に精通しており、更に、監査委員である社外取締役も入社頻度が多く情報共有に努めていることから、現時点では補助すべき取締役や使用人を配置する必要はないと考えております。

監査委員会、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査委員会は会計監査人から期初に監査計画の説明を受け、四半期毎に適宜監査状況を聴取し、期末に監査結果の報告を受けるなど、緊密な連携を図り互いに課題認識の摺り合わせを行なっております。

また、内部監査部門に対しては、執行監査室が行う内部監査の年度方針や計画の策定に際し、事前協議を行い、原則として執行監査室が行う内部監査に立会い、監査状況を把握した上で、必要に応じて内部監査の追加を要請しております。

【独立役員関係】

独立役員の人数

3名

その他独立役員に関する事項

特にありません。

【インセンティブ関係】

取締役・執行役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況

業績連動報酬制度の導入

該当項目に関する補足説明

取締役は固定報酬を適用しております。

執行役の報酬は2016年度から「本俸+(職務手当+特別執行手当)×業績考課係数」に変更し、業績への貢献度をより重視したメリハリのある報酬体系としております。

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

【取締役・執行役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

個別報酬の開示はしていない

(個別の執行役報酬の)開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

個別での開示は行っておりません。

取締役、執行役区分での総額表示を行っております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無 更新

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

- 1) 報酬委員会は、取締役及び執行役の報酬の基準を公平かつ適正に定め、その内容は株主や従業員からみて客観的かつ透明であることを基本方針としております。
- 2) 上記基本方針に基づき制定された役員報酬規程により、取締役及び執行役の報酬は下記の構成となります。
・取締役 本俸+職務手当(但し、社外取締役は本俸のみ)

- ・執行役 本俸 + (職務手当 + 特別執行手当) × 業績考課係数
- 3) 取締役報酬
取締役報酬は、執行役に対する監視・監督を健全に機能させるため、業績連動報酬は採用せず固定報酬としております。
なお、執行役との兼務者には取締役報酬は支給しておりません。
- 4) 執行役報酬
執行役報酬は、業務執行に対する職責・識見を積極的に発揮するため、固定報酬に加えて業績への貢献度が反映される変動報酬を採用しております。
- 5) 個人別報酬
本俸は取締役及び執行役とも同一報酬額であり、個人別格差はありません。
職務手当は、代表執行役、常務執行役等職責を勘案して設定しております。
- 6) 役員賞与
役員賞与は、親会社株主に帰属する当期純利益の10%を上限に、会社業績、経営環境及び今後の業績見通し等を勘案のうえ、賞与支給金額の原資総額を決定し、各取締役及び執行役に配分するものとしております。

【社外取締役のサポート体制】

取締役会の事務局である「総務部門」が社外取締役のサポートを行っております。
具体的には、原則毎月開催する取締役会資料として「事業業績・事業収益・事業計画の進捗状況等の月次進捗報告書」を提出しております。
また、社外取締役が過半数を占める各委員会の開催にあたっては事前に議案書や説明資料を準備する等タイムリーな情報提供を行っております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

当社の業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能図(コーポレート・ガバナンス体制図)を巻末に添付しております。

1. 当社は2003年6月に「委員会等設置会社(現 指名委員会等設置会社)」に移行し、業務の執行機能と監督機能を分離すると共に、取締役会の監督機能を強化して、透明性と効率性の高い経営の実現を目指しております。2019年度におきましては、取締役7名のうち3名は社外取締役であります。
2. 各委員会、組織の概要
 - ・「取締役会」は社内、社外取締役全員で構成し、原則毎月開催し経営の意思決定、業務執行の監督を行っております。
 - ・「執行役会」は執行役全員と国内工場長、部門責任者など経営執行の責任者で構成されており、代表執行役社長が取締役会から委譲された経営事案を多面的な検討の上で、決定する機関と位置づけられております。
 - ・「指名委員会」は社外取締役3名、社内取締役2名で構成し、取締役の選任、解任議案を株主総会へ上程する職務を担っております。
 - ・「報酬委員会」は社外取締役3名、社内取締役2名で構成し、取締役・執行役の報酬を決定しております。
 - ・「監査委員会」は社外取締役3名、社内取締役1名で構成し、会計監査人や執行監査室と連携してグループ各社の監査実務や内部統制システムのモニタリング機能、会計監査人の選解任に関する審議等の職務を担っております。
また、定期的に代表執行役社長に対し、重要な経営課題について提言を行っております。
 - ・各委員会構成メンバーの選定については、取締役としての識見や経験を勘案の上、取締役会において決定しております。
3. 監査の状況
 - ・「監査委員会」と「執行監査室」とは、各々監査主体の独立性を維持しつつ、相互に連携・協力し、監査の効率性、実効性を高めるべく活動しております。
また、監査委員会は可能な限り執行監査室が行う内部監査にも同席し、現場の課題を明確にするとともに、監査が適正に実施されているかを検証しております。
 - ・「監査委員会」として定期的に代表執行役社長に監査結果を報告するとともに、重要な経営課題について提言を行っております。
 - ・「会計監査人監査」は有限責任監査法人トーマツが当社及び子会社の監査を実施しております。監査結果は四半期ごとに「監査委員会」に報告されるとともに適宜意見交換を実施しております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は2003年6月に会社の統治形態を委員会設置会社(現 指名委員会等設置会社)に移行しております。具体的には取締役会の中に社外取締役が過半数を占める指名・報酬・監査の各委員会を設置し、取締役会が経営を監督する一方、業務執行については、執行役会に委ねることで、健全で透明性が高く効率的な経営の実現を目指しております。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	2020年6月26日に開催した当社定時株主総会では2020年6月11日に株主総会招集通知を発送しました。
その他	1) 報告事項を大型スクリーンでビジュアルな表示・説明を行い、株主に理解しやすい工夫をしております。 2) 招集通知には表やグラフを多用するとともに、カラー印刷としてビジュアル化に努めております。

2. IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者自身による説明の有無
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	毎年2回東京にて、アナリスト・機関投資家向けの説明会を開催しております。但し、今年は新型コロナウイルス感染症拡大の影響により例年決算発表後に開催しておりました説明会は取止めといたしました。	なし
IR資料のホームページ掲載	適時適切な情報開示の観点から、経営・事業・決算情報・環境・社会活動等を掲載しております。 IRに関するURL http://www.shizuki.co.jp/	
IRに関する部署(担当者)の設置	経営企画部にてIR活動を行っております。 IR担当 経営企画部 大開 直子	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
環境保全活動、CSR活動等の実施	当社は「法令遵守」「内部統制システムの整備・運用」「社会・地域貢献」「環境保全活動」などの取組みを展開・実施しております。

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は内部統制システム構築の目的を「コンプライアンス(倫理、遵法)及びリスク管理」「業務の有効性と効率性」「財務情報、その他の企業情報の信頼性の確保」「資産保全」と定義し、その整備、運用に努めております。

具体的には、代表執行役社長の直轄部門である執行監査室を中心に、関連部署からその委嘱を受けた専門的知識を持つ担当者が協力して、本社各部署並びにグループ会社の内部統制監査を実施し、内部統制システムのレベルアップを図っております。

1. 「内部統制規程」を定め

- 1) 発生したリスクへの対処ではなく、リスクを発生させない予防システムの構築と運営に重点を置いた方針としています。
- 2) 組織、職位毎に内部統制の役割と責任を明確にしています。
- 3) 内部通報に対する受付窓口を社内・社外に設け、内部統制のモニタリング機能を補完するものとして活用し、問題の早期発見、早期解決に取り組んでおります。また、通報者及び調査への協力者に対し不利益が生じないよう「内部通報規程」で対応を厳格に定めております。

2. 「コンプライアンス憲章」を制定し

- 1) 法令・規則などの遵守の徹底
- 2) 会社の価値観・倫理観に基づく行動の実現(倫理・遵法の徹底は社会的責任を果たすための基本)
- 3) 自ら厳しく自己管理できる自律的な組織風土の醸成(させないルール、しない風土づくり)
- 4) 透明性の確保による適切な牽制関係の確立を、実効あるものとする体制づくり(ディスクロージャーと監査機能)を推進しております。

3. 内部統制の運用については

- 1) 職務権限と責任を明確に規定し
- 2) 組織毎のミッションや業務プロセスを評価・管理・牽制し
- 3) モニタリング機能により、内部統制システムの有効性を組織的に監視することでPDCAのサイクルを回し、レベルアップを図っております。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社グループは、健全な企業活動を遂行するため、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは一切関係を遮断し、これらの反社会勢力に対して毅然とした態度で対応することを基本方針としております。

「反社会的勢力排除に向けた整備状況」

警察・弁護士等の外部の専門機関と連携を図り、反社会的勢力に関する情報を収集・管理する体制を構築しております。

その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

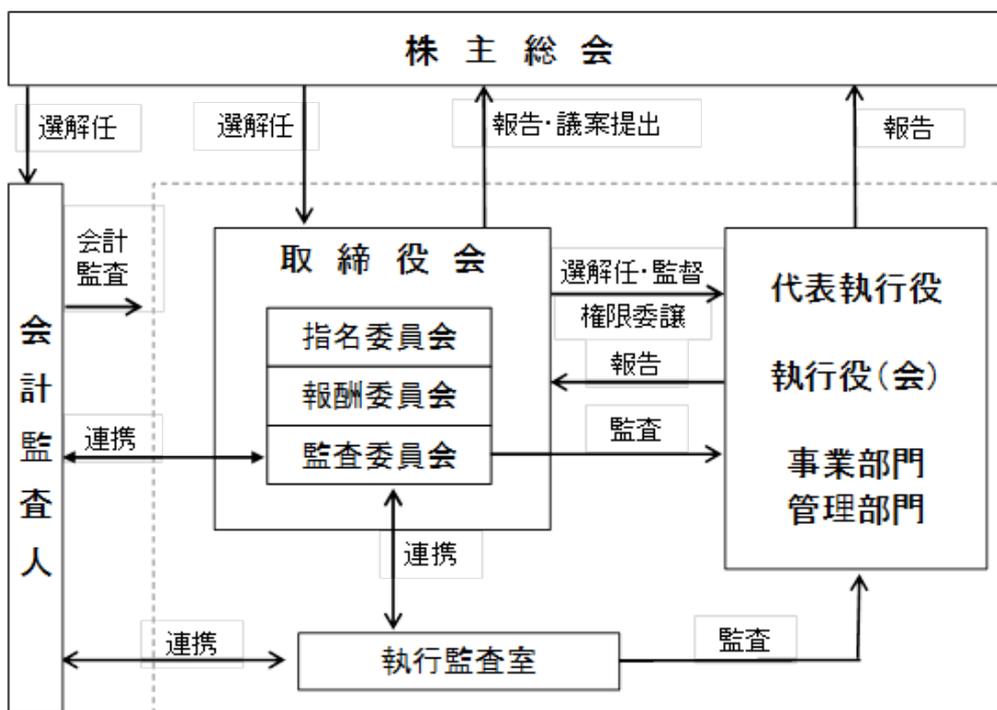
該当項目に関する補足説明 [更新](#)

当社は、現時点では「買収防衛策」については特に定めておりません。

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

特に、記載すべき事項はありません。

コーポレート・ガバナンス体制図



(適時開示に係る社内体制の概要図)

